

平成21年第8回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成21年12月3日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 太田 健一	2番 野並 享子
3番 小菅 六雄	4番 高橋 繁夫
5番 内田 聡史	6番 奥村 治男
7番 矢野 隆行	8番 梶山 幾世
9番 井狩 辰也	10番 市木 一郎
11番 坂口 哲哉	12番 田中 良隆
13番 中島 一雄	14番 丸山 敬二
15番 西本 俊吉	16番 三和 郁子
17番 鈴木 市朗	18番 田中 孝嗣
19番 立入三千男	20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	副市長	川尻 良治
教育長	南出 儀一郎	政策調整部長	南 喜代志
総務部長	前田 健司	市民部長	高田 一巳
健康福祉部長	新庄 敏雅	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	岡野 勉	環境経済部政策監	土肥 義博
教育部長	東郷 達雄	政策調整部次長	富田 久和
総務部次長	山本 利夫	広報秘書課長	寺田 実好
企画財政課長	立入 孝次	総務課長	川端 弘一

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	吉川 加代子	書記	辻 昭典

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議第 97号から議第 161号まで一括上程
(野洲市市民サービスセンター条例 他 64件)
提案理由説明

市長提出議案

- 議第 97号 野洲市市民サービスセンター条例
- 議第 98号 野洲市住民投票条例
- 議第 99号 野洲市コミュニティバスの運行に関する条例
- 議第 100号 野洲市路上喫煙等の防止に関する条例
- 議第 101号 野洲市役所の名称及び位置を定める条例の一部を改正する条例
- 議第 102号 野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 103号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例
- 議第 104号 野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 105号 野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例
- 議第 106号 野洲市図書館条例の一部を改正する条例
- 議第 107号 野洲市地域福祉センター条例の一部を改正する条例
- 議第 108号 野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 議第 109号 野洲市保健センター条例の一部を改正する条例
- 議第 110号 野洲市公民館条例を廃止する条例
- 議第 111号 野洲市デイサービスセンター条例を廃止する条例
- 議第 112号 野洲市母子健康センター条例を廃止する条例
- 議第 113号 野洲市老人福祉センター条例を廃止する条例
- 議第 114号 野洲市敬老祝金条例を廃止する条例
- 議第 115号 野洲市障害者共同作業所条例を廃止する条例

- 議第 1 1 6 号 平成 2 1 年度野洲市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 議第 1 1 7 号 平成 2 1 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 1 1 8 号 平成 2 1 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 1 1 9 号 平成 2 1 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 1 2 0 号 平成 2 1 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 1 2 1 号 平成 2 1 年度野洲市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 1 2 2 号 財産の取得について (消防ポンプ自動車)
- 議第 1 2 3 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (コミュニティセンターぎおう)
- 議第 1 2 4 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (コミュニティセンターしのはら)
- 議第 1 2 5 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (コミュニティセンターみかみ)
- 議第 1 2 6 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (コミュニティセンターきたの)
- 議第 1 2 7 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (コミュニティセンターやす)
- 議第 1 2 8 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (コミュニティセンターなかさと)
- 議第 1 2 9 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (コミュニティセンターひょうず)
- 議第 1 3 0 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (中主こどもの家ほか)
- 議第 1 3 1 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (比江老人憩の家)
- 議第 1 3 2 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (木部老人憩の家)
- 議第 1 3 3 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (井口老

- 人憩の家)
- 議第 1 3 4 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (吉川老人憩の家)
- 議第 1 3 5 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (西河原老人憩の家)
- 議第 1 3 6 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (野田老人憩の家)
- 議第 1 3 7 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (安治老人憩の家)
- 議第 1 3 8 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (比留田老人憩の家)
- 議第 1 3 9 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (六条老人憩の家)
- 議第 1 4 0 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (八夫老人憩の家)
- 議第 1 4 1 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (北比江老人憩の家)
- 議第 1 4 2 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (北比江集会所)
- 議第 1 4 3 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (野洲市野洲川河川公園)
- 議第 1 4 4 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (野洲市三上集楽センター)
- 議第 1 4 5 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (北比江農機具保管庫ほか)
- 議第 1 4 6 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (菖蒲漁港ほか)
- 議第 1 4 7 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (野洲市大型共同作業所)
- 議第 1 4 8 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて (野洲市

シルバーワークプラザ中主ほか)

- 議第149号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲文化ホールほか）
- 議第150号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市総合体育館）
- 議第151号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市中主B&G海洋センター）
- 議第152号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市市民グラウンド）
- 議第153号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市体育センター）
- 議第154号 市道路線の認定及び廃止について
- 議第155号 滋賀県市町土地開発公社定款の変更について
- 議第156号 滋賀県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県自治会館管理組規約の変更について
- 議第157号 滋賀県市町村職員研修センターを組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について
- 議第158号 滋賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村交通災害共済組規約の変更について
- 議第159号 大津湖南地域広域市町村圏協議会の廃止について
- 議第160号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議第161号 野洲市北桜財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

開議 午前9時00分

議事の経過

（開会）

○議長（鈴木市朗君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第8回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(日程第1)

○議長(鈴木市朗君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(鈴木市朗君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により第5番、内田聡史君、第6番、奥村治男君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(鈴木市朗君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの20日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの20日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第4)

○議長(鈴木市朗君) 日程第4、議第97号から議第161号まで(野洲市市民サービスセンター条例他64件)を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長(田中正二君) 皆さん、おはようございます。それでは、議件を朗読させていただきます。

議第97号野洲市市民サービスセンター条例、議第98号野洲市住民投票条例、議第9

9号野洲市コミュニティバスの運行に関する条例、議第100号野洲市路上喫煙等の防止に関する条例、議第101号野洲市役所の名称及び位置を定める条例の一部を改正する条例、議第102号野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、議第103号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第104号野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例の一部を改正する条例、議第105号野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例、議第106号野洲市図書館条例の一部を改正する条例、議第107号野洲市地域福祉センター条例の一部を改正する条例、議第108号野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、議第109号野洲市保健センター条例の一部を改正する条例、議第110号野洲市公民館条例を廃止する条例、議第111号野洲市デイサービスセンター条例を廃止する条例、議第112号野洲市母子健康センター条例を廃止する条例、議第113号野洲市老人福祉センター条例を廃止する条例、議第114号野洲市敬老祝金条例を廃止する条例、議第115号野洲市障害者共同作業所条例を廃止する条例、議第116号平成21年度野洲市一般会計補正予算(第7号)、議第117号平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第118号平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第119号平成21年度野洲市介護保健事業特別会計補正予算(第2号)、議第120号平成21年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第121号平成21年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)、議第122号財産の取得について(消防ポンプ自動車)、議第123号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターぎおう)、議第124号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターしのはら)、議第125号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターみかみ)、議第126号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターきたの)、議第127号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターやす)、議第128号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターなかさと)、議第129号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(コミュニティセンターひょうず)、議第130号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(中主こどもの家ほか)、議第131号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(比江老人憩の家)、議第132号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(木部老人憩の家)、議第133号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(井口老人憩の家)、議第134号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(吉

川老人憩の家)、議第135号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(西河原老人憩の家)、議第136号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野田老人憩の家)、議第137号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(安治老人憩の家)、議第138号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(比留田老人憩の家)、議第139号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(六条老人憩の家)、議第140号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(八夫老人憩の家)、議第141号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(北比江老人憩の家)、議第142号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(北比江集会所)、議第143号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市野洲川河川公園)、議第144号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市三上集楽センター)、議第145号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(北比江農機具保管庫ほか)、議第146号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(菖蒲漁港ほか)、議第147号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市大型共同作業所)、議第148号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市シルバーワークプラザ中主ほか)、議第149号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲文化ホールほか)、議第150号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市総合体育館)、議第151号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市中主B&G海洋センター)、議第152号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市市民グラウンド)、議第153号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市体育センター)、議第154号市道路線の認定及び廃止について、議第155号滋賀県市町村土地開発公社定款の変更について、議第156号滋賀県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県自治会館管理組合規約の変更について、議第157号滋賀県市町村職員研修センターを組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について、議第158号滋賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について、議第159号大津湖南地域広域市町村圏協議会の廃止について、議第160号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、議第161号野洲市北桜財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについて。

以上であります。

○議長(鈴木市朗君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めま

す。

市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成21年第8回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、議決案件としまして、条例の制定4議案、条例の一部改正9議案、条例の廃止6議案、平成21年度補正予算6議案、その他の議案40件の合計65件につきましてご審議をお願いするものでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、議第97号野洲市市民サービスセンター条例についてご説明申し上げます。

本条例は、現在の市役所分庁舎にあります市民窓口の機能を保持し、地方自治法第155条第1項の規定による市長の権限事務を分掌させるため、同場所を野洲市市民サービスセンターとして名称等を定めるものであります。

なお、本条例は、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において、現行の市民サービスを維持していくことについて規定することとし、規則で定める日から施行するものであります。

議第98号野洲市住民投票条例についてご説明申し上げます。

本条例は、野洲市まちづくり基本条例（平成19年条例第26号）第22条第3項の規定による、住民投票の実施に関し必要な事項を規定するものであり、住民の間または住民、市議会もしくは市長の間に重大な意見の相違があり、住民の福祉に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項について、住民に直接その意思を問うものであります。

なお、本条例は、施行に伴う電算システムの開発経費が必要であり、財政健全化集中改革プランの実行期間等を総合的に判断し、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するものであります。

議第99号野洲市コミュニティバスの運行に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、平成22年4月から道路運送法第78条第2項に規定する自家用有償旅客運送を市が実施するため、運行路線、料金等、市のコミュニティバスの運行について制定するものです。

なお、本条例は平成22年4月1日から施行するものです。

議第100号野洲市路上喫煙等の防止に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例の制定は、平成15年5月に健康増進法が施行され、公共施設や劇場、飲食店な

どの多くの人が集まる場所では喫煙が制限される中で、分煙や喫煙の受動対策が進んでいることから制定するものです。条例の内容につきましては、①路上喫煙による身体及び財産の被害の防止、②健康への影響を抑制、③たばこの吸い殻投棄の防止を大きな3本柱としています。

なお、路上喫煙禁止区域や条例の趣旨について市民にお知らせする期間を考慮し、本条例は平成22年10月1日から施行するものです。

議第101号野洲市役所の名称及び位置を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正については、合併後、本庁舎・分庁舎による行政運営を図ってきたものがありますが、一体的な行政運営を実施することにより、市民サービスの向上や利便性を高める等、効率的な行政運営を進めるため、分庁舎にあります機能を本庁舎に移転することに伴う改正を行うものであります。

なお、本条例は、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものです。

議第102号野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正については、市役所分庁舎を閉庁舎することに伴い、人事行政の運営状況の公表場所を改正するものです。

なお、本条例は、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものです。

議第103号野洲市使用料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正については、コミュニティバスの運行について平成22年4月から道路運送法第78条第2項に規定する自家用有償旅客運送を実施するにあたり、利用者から収受する対価を制定すること、野洲市歴史民俗博物館の入館料の市民無料化を実施するために改正すること、また、公民館、中主ふれあいセンター、中主保健センター施設の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例は平成22年4月1日から施行するものです。

議第104号野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正については、公民館は、市内全学区にコミュニティセンターを設置したこ

とにより一定の役割を終えたこと、母子健康センター、老人福祉センターについては、施設機能を移転することによりそれぞれの施設を廃止することに伴い、一部改正を行うものです。

なお、本条例は平成22年4月1日から施行するものです。

議第105号野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

中主保健センターの廃止に伴い、当該施設の施設管理をさざなみホール施設として位置づけ、中主保健センターとさざなみホールを一体化し、貸館利用を実施することに伴い、別表の改正を行うものです。

なお、本条例は平成22年4月1日から施行するものです。

議第106号野洲市図書館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

財政健全化集中改革プランの検討に基づき、利用実態等をかんがみ野洲図書館分室を廃止することにより、所要の改正を行うものです。また、図書館協議会の設置につき、根拠法の追加及び図書館協議会委員の定数を変更するものです。

なお、本条例は平成22年4月1日から施行するものです。

議第107号野洲市地域福祉センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

財政健全化集中改革プランの検討に基づき、中主ふれあいセンターを公の施設としての機能を廃止し、民間運営による地域福祉の拠点とするため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成22年4月1日から施行するものです。

議第108号野洲市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

財政健全化集中改革プランの検討に基づき、平成22年度から中央公民館がコミュニティセンターやすとして機能するため、コミュニティセンターやすの位置を改正するものです。

なお、本条例は平成22年4月1日から施行するものです。

議第109号野洲市保健センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

財政健全化集中改革プランの検討に基づき、中主保健センターを野洲健康福祉センターに統合することとしたことから、中主保健センターを廃止するものです。また、それに伴い、第5条中主保健センター使用料をあわせて削除するものです。

なお、本条例は平成22年4月1日から施行するものです。

議第110号野洲市公民館条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

財政健全化集中改革プランの検討に基づき、公民館事業については、自主的な市民活動及びコミュニティセンターの充実等により一定の役割を終えたため、中央公民館、中主公民館を廃止するものです。

なお、本条例は平成22年4月1日から施行するものです。

議第111号野洲市デイサービスセンター条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

財政健全化集中改革プランの検討に基づき、現行の中主デイサービスセンター及び野洲デイサービスセンターの運営形態について、指定管理者制度を採用せず民間経営に移行する見直しにより、野洲市デイサービスセンター条例を廃止するものです。

なお、本条例は平成22年4月1日から施行するものです。

議第112号野洲市母子健康センター条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

財政健全化集中改革プランの検討に基づき、母子健康センターで実施していた事業については野洲健康福祉センターや地域コミュニティセンターで実施していることから、野洲市母子健康センターを廃止するものです。

なお、本条例は平成22年4月1日から施行するものです。

議第113号野洲市老人福祉センター条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

財政健全化集中改革プランの検討に基づき、老人福祉センターについては耐震強度が不十分のため平成22年3月末日をもって閉鎖し、その機能を野洲健康福祉センターに統合することから、野洲市老人福祉センター条例を廃止するものです。

なお、本条例は平成22年4月1日から施行するものです。

議第114号野洲市敬老祝金条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

財政健全化集中改革プランの検討に基づき、100歳祝金、88歳祝金について支給を新たに要綱で定めることにより、柔軟な対応が可能となるよう本条例を廃止するものであり、100歳祝金は10万円を3万円に、88歳祝金は1万円を5,000円に見直しをするものです。

なお、本条例は平成22年4月1日から施行するものです。

議第115号野洲市障害者共同作業所条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

野洲市ふれあい共同作業所については指定管理者制度により管理を行っておりますが、

専門的職員の確保など、長期的視点から効果的・効率的な運営を図るため民間運営に移行することに伴い、野洲市障害者共同作業所条例を廃止するものです。

なお、本条例は平成22年4月1日から施行するものです。

続きまして、議第116号から議第121号までの平成21年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算について概要をご説明いたします。

補正予算書1ページをご覧ください。

まず、議第116号平成21年度野洲市一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億8,918万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を194億7,965万9,000円とするものです。

次に、第2条の債務負担行為の補正については10ページの第2表をご覧ください。

今回の債務負担行為の補正については、今年度に完了する国営総合農地防災事業の野洲川ダム及び国営造成土地改良施設整備事業の水口頭首工の整備費用に係る借入金の償還について、県及び関係5市の間で平成22年度に繰り上げ償還することで協議が整ったため、追加計上するものです。

次に、12ページ、第3表地方債の補正については、主なものとして、法人市民税の減収に伴う財源手当としての減収補てん債や野洲中学校の改築事業に充てる合併特例債などで、総額で15億2,150万円を追加するものです。

次に、歳出の概要についてご説明申し上げます。

総務費では、財産管理費の庁舎等改修事業費で、庁舎統合に係るコミュニティセンターやすや中央公民館などの改修費を追加しようとするものです。

民生費では、障害者自立支援事業費で介護給付費や障害者自立支援緊急特別対策事業助成金などを、生活保護費で受給者数の増加により保護費をそれぞれ増額するものです。

衛生費の予防接種事業費では、新型インフルエンザワクチン接種補助金を国の補助基準に基づき追加計上しようとするものです。

土木費では、土地区画整理推進事業費で中畑・小篠原土地区画整理組合施工の区画整理事業が市の助成なしで施工可能な見込みとなったことから、本年度分について全額を減額するものです。

消防費の湖南広域行政組合消防事業負担金では、本年度の普通交付税の決定に伴う構成団体の負担割合の調整により、増加分を追加負担するものです。

教育費の中学校費では野洲中学校の校舎改築工事等の施設整備費を、青少年教育費の学

童保育所運営費では、野洲及び祇王の学童保育所を将来を見据えた対応ができるよう、規模の拡大をすることに伴う設計委託の追加分をそれぞれ増額しようとするものです。

その他としまして、先の臨時会でお認めいただきました給与条例の一部改正分や人事異動等による給与関係費の補正を計上しております。

一方、歳入については、市税では法人市民税で当初、対前年度の約6割減を見込んでおりましたが、予想を超えて景気の回復が鈍く、大手法人の法人税額の確定による法人税割の大幅な減収見込みから、2億7,442万6,000円を減額しようとするものです。

次に、国庫支出金では、障害者自立支援費負担金、生活保護費負担金、野洲中学校の改築による安全・安心な学校づくり交付金などを、県支出金では障害者自立支援費やインフルエンザ接種補助金などを、財産収入では私有地の売却収入を、繰入金では財政調整基金及び公共施設等整備基金繰入金を、市債では先ほど地方債の補正で申し上げましたとおりそれぞれ追加するものであります。

次に、111ページをご覧ください。

議第117号平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,617万円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億8,256万7,000円とするものです。

歳出の主なものについては、保険給付費で、一般被保険者に係る医療費の急激な増加が見込まれる影響で各保険給付費が大幅に不足する見込みであることから、その見込み額を追加する一方で、制度改正により当該者が激減した退職被保険者に係る各保険給付費は当初の見込み額よりも落ち込む見込みであることから、その見込み額を減額するものです。

老人保健拠出金では、拠出金額が確定したことから、事務費と合わせて不用額を減額するものです。

共同事業拠出金では、高額医療費の急増により拠出金額の増額が見込まれることから、高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金をそれぞれ増額するものです。

その他、職員給与費の補正を計上しております。

一方、歳入につきましては、国民健康保険税では、景気の低迷による課税所得の減少等により減収が見込まれることから、一般被保険者及び退職被保険者等の合計で3,429万円を減額するものです。

また、一般被保険者の保険給付費の増加及び保険税の減収により、大幅に財源不足が生

じる見込みとなったことから、財政調整基金から9,000万円を繰り入れようとするものです。

なお、これにより、当該基金の補正後の年度末現在高見込みは約3,000万円となります。

次に、143ページをご覧ください。

議第118号平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億5,575万7,000円とするものです。今回の補正は、人事異動等による職員給与費の追加分を計上しております。

次に、161ページをご覧ください。

議第119号平成21年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,517万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億6,197万3,000円とするものです。

まず、歳出については、保険給付費では、居宅介護サービス計画給付事業費及び介護予防サービス計画給付事業費は、介護報酬の改定及び利用者の増加から、その不足見込み分を追加するものです。

特定入所者介護サービス給付費では、認定者数が伸びたことにより、不足が見込まれることから追加するものです。

その他、職員給与費の補正を計上しております。

一方、歳入については、保険給付費及び人件費の補正に伴う国支払基金、県及び市の法定負担分の補正を計上しております。

次に、187ページをご覧ください。

議第120号平成21年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,731万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億5,946万5,000円とするものです。

まず歳出では、公共下水道事業費で、湖南中部流域下水道処理場の増設工事、改築更新工事及び脱水機設置工について、事業の進捗と早期に配管のネットワーク化を図るため、国の予算措置が受けられることもあり、本年度に前倒して実施されるもので、湖南中部流域下水道建設事業費負担金を追加計上するものです。

その他、公共下水道事業及び農業集落排水事業の消費税及び地方消費税並びに人件費の

補正を計上しております。

一方、歳入については、主に流域下水道事業債を追加するものです。

続きまして、213ページをご覧ください。

議第121号平成21年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的支出では第1款水道事業費用で人件費分を1,830万円減額し、資本的収入では、日野川改修に伴う配水管の布設替えによる負担金及びライフライン機能強化等事業費補助金の決定により840万円を追加し、資本的支出で人件費を111万6,000円増額するものです。

以上、平成21年度の一般会計及び特別会計の補正予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議第122号財産の取得についてご説明申し上げます。

消防ポンプ自動車の購入につきましては、市消防団篠原分団、兵主分団の使用している消防ポンプ自動車が購入後18年を経過し老朽化しているため更新するものです。

去る10月7日に執行した入札の結果、契約金額を3,517万5,000円、契約の相手方を株式会社斎藤ポンプ工業草津営業所所長・岡本毅と定め、物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第123号から議第153号の公の施設の指定管理者を指定することについてご説明申し上げます。

地方自治法の改正により、本市では平成18年4月から公の施設の管理運営に指定管理者制度を導入いたしました。第1期目は平成22年3月31日を期限とする4年間を指定管理期間として、対象となる施設ごとにそれぞれ指定管理者による適正な管理運営に努めてまいりました。

今回、平成22年度から5年間を第2期目としてその指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。公の施設のうち、今回、指定管理者の指定の対象となるのは44施設です。

なお、対象施設のうち、コミュニティセンターの7施設及びこどもの家の8施設につきましては指定管理期間を2年間とし、その間において今後の長期的な管理運営のあり方について検討してまいりたいと考えております。

議第154号市道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

日野川広域河川改修事業に伴い既存3路線の起終点が変わることから、一旦路線を廃止し、新たに3路線を市道に認定する他、1路線を単独廃止すること及び開発の帰属を受けた1路線を新たに市道に認定することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議第155号滋賀県市町土地開発公社定款の変更についてご説明申し上げます。

定款の変更につきましては、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町を廃し、平成22年1月1日をもってその区域を長浜市に編入されること及び近江八幡市と安土町を廃し、平成22年3月21日をもって近江八幡市が設置されること並びに土地開発公社経理基準要綱の改正により所要の改正を行うことに伴い、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、本定款の変更につきましては、それぞれ附則に定めております日から施行されるものです。

議第156号滋賀県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県自治会館管理組規約の変更について、議第157号滋賀県市町村職員研修センターを組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について並びに議第158号滋賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村交通災害共済組規約の変更について、関連しますので一括してご説明申し上げます。

本規約の変更につきましては、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町を廃し、平成22年1月1日をもってその区域を長浜市に編入されることに伴い、各組合を組織する地方公共団体数の減少等により規約を改正するため、関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

なお、これらの規約の変更につきましては、それぞれ平成22年1月1日から施行されるものです。

議第159号大津湖南地域広域市町村圏協議会の廃止についてご説明申し上げます。

市町村合併の進展や少子高齢化の進行等により、広域行政圏施策の枠組みや役割の必要性が希薄化し、平成20年12月26日付総務事務次官通知により、本協議会の設置根拠である広域行政圏計画策定要綱が平成21年3月31日をもって廃止されました。昭和46年度に発足した本協議会も、発足当初の3市4町からその後の合併で5市になるとともに、現行の10カ年計画の終期を迎えた今、国の通知が示すように、国及び県主導の枠組

みにおいて地域振興を図る当初の役割は終えたものと判断し、平成22年3月31日をもって本協議会を廃止するものです。

議第160号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員8名のうち川端安徳さん並びに垣内宏之さんの2名の委員について、平成22年3月31日をもって3年間の任期が満了することに伴い、人権擁護委員の推薦をするものであります。今回推薦いたします川端安徳さんと垣内宏之さんは平成19年4月1日から人権擁護委員としてご活躍いただいております。つきましては、引き続き法務大臣から人権擁護委員として委嘱されるよう推薦いたしたいと思っておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

議第161号野洲市北桜財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについてご説明申し上げます。

現在の委員7名の任期が平成22年1月24日に満了となるため、去る11月15日に行われた財産区の委員選考の結果を受け、青木一郎さん、関次男さん、後藤均さん、川口達雄さん、相間芳和さん、後藤光子さん、野々村芳子さんの7名の方を委員に選任いたしたいので、野洲市北桜財産区管理会条例第3条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。

次に、健全化判断比率の変更についてご報告をさせていただきます。議案書の141ページをお願いいたします。

先の第5回議会定例会で報告いたしました平成20年度決算における健全化判断比率の4つの指標のうち、将来負担比率について、算定上の基礎数値のうち、本市の工業団地等整備事業特別会計における地方債残高の取り扱い方を、現在、賃貸地となっても当該土地を売却したと仮定して、その売却相当額を収入見込額として控除した後の額をもって算定するとの見解が総務省から示されたことにより、再計算いたしました結果、先に報告いたしました118.5%から13.7ポイント下がり、104.8%に変更することとなりましたのでご報告いたします。

なお、変更後の比率も当然のことながら早期健全化基準の350%を下回っていることを申し添えます。

以上、ご報告といたします。

今回ご提案いたしました議案につきましてよろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（鈴木市朗君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明12月4日から12月9日の6日間は議案調査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、明12月4日から12月9日の6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。去る12月10日は午前9時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。（午前9時43分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年12月3日

野洲市議会議長 鈴木市朗

署名議員 内田聡史

署名議員 奥村治男